

小地第5217号
令和6年7月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 莱 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	来住地区 (西脇町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月25日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 当地区は、小野市の南西部に位置し集落の中央を万願寺川が東西に貫流している。
- 農用地の大部分は既に基盤整備が完了している。
- 水田農業の主力は水稻であるが、70歳以上の農業者が過半を占めるなど農家の高齢化が進展する一方、一部の認定農業者等の大規模農家への農地集積が進んでいる。
- 基盤整備時に導入したパイプライン等の農業用施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大とイノシシはじめとする鳥獣による農作物被害対策が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 大規模農家の拡大余地には限界があることから、可能な限り各農家で現状を維持するとともに、高齢化等により離農する農家の受け皿として大規模農家に農地を徐々に集積する。
- 大規模農家への集積に加え、集約化による効率的な農業経営の実現を検討する。また、長期的視点に立ち、地域外からの農業者の確保や集落営農組織の設立についても検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地域に介在又は隣接する農地は保全管理を行う区域とする。
- 農地バンクを活用し、地区内の大規模農家を中心に集積、集約化を進める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地バンクの活用を基本としつつ、離農や規模縮小が生じた際には、地域の大規模農家や近接耕作者を中心と調整を行うことで農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域集積協力金事業の取組により、地区内農地に占める機関の活用率は約8割に達している。今後、個別で管理することが困難となった農地について、権利移転等を行うことで大規模農家等への集積、集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・基盤整備の実施から約40年が経過しており、老朽化によるパイプライン等の水利施設の修繕頻度が高まっている。大規模修繕の際には農家負担を軽減するため、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用も視野に入れる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害が頻発していることから、侵入防止柵の設置だけでなく、定期的な点検を行うことで適切に維持管理を行い被害を低減する。また、新たな捕獲人材を発掘し、地域で育成していく。
⑦条件等により耕作を行う農地と保全・管理を行う区域を明確化し、農家数の減少に伴う耕作放棄地の発生を抑制する。また、所有者による管理を基本としつつも、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切な農用地の維持管理を行う。